

## 公的研究費の不正防止に関する基本方針

令和4年9月30日

研究所長(最高管理責任者)制定

株式会社東京海上研究所(以下「当社」という。)は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定)に基づき、当社における公的研究費の不正防止に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 研究所長は、不正防止対策に関して社内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を周知・公表する。
2. 不正を誘発する要因を除去できる十分な抑止機能を備えた環境・体制を構築する。
3. 不正を防止するための計画(以下「不正防止計画」という。)を策定し実施する。また、その他の不正を防止する具体的な対策を策定し実施する。
4. 本基本方針は、当社の状況及び社会の環境変化などを踏まえて柔軟に見直しを行い、実効性を確保する。